

鶴岡市立荘内看護専門学校 第一回基本構想策定委員会

日 時 令和2年10月 5日(月)

15:00より

場 所 荘内病院3階講堂

次 第

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 市長あいさつ

4. 委員長選出

5. 資料説明 庄内管内の看護専門学校の概況など(資料1～資料4)

6. 協 議

(1) 新荘内看護専門学校の教育理念等について(資料5、資料6)

- ・ 学校憲章
- ・ 教育理念
- ・ 教育目的
- ・ 教育目標
- ・ 期待される学生像
- ・ 特色ある教育

(2) その他

7. 今後の予定(次回、第二回委員会の開催日程)

8. 閉 会

鶴岡市立荘内看護専門学校移転新築事業

資料A

基本構想策定委員会

令和2年10月5日 開催

第一回委員会

学校憲章・教育理念・教育目的など

- ◎カリキュラム改正への対応
- ◎特色ある教育
- ◎魅力ある学校づくり

令和2年11月下旬 開催

第二回委員会

修業年限・定員

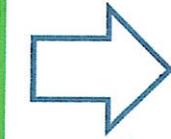
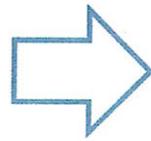
- ◎地域の看護師需要にこたえる役割 (定員、育成、定着)
- ◎選ばれる学校にするには

令和3年1月下旬 開催

第三回委員会

施設整備構想

- ◎建設場所
- ◎施設概要
- ◎防災機能



【基本構想の骨子】

1. 新荘内看護専門学校の
 - ①学校憲章
 - ②教育理念
 - ③教育目的
 - ④教育目標
 - ⑤期待される学生像

2. 修業年限
3. 学年定員

4. 学校施設整備に関する基本的考え方

- ①施設整備方針
- ②建設用地
- ③施設規模及び構造
- ④必要な諸室及び機能

基本構想策定委員会資料

【第一回】

1. 庄内管内の看護専門学校の概況など

資料1：庄内看護専門学校を受験者数、入学者数、卒業生の就職・進学等

資料2：市内高校卒業者の進路状況

資料3：看護職員需給見通し（令和2年3月公表山形県看護職員需給推計より）
庄内二次医療圏の現状

資料4：看護学校の状況

<庄内看護専門学校>

- ・概要
- ・教員数等
- ・経営状況

<鶴岡准看護学院>

- ・概要等

<酒田市立酒田看護専門学校>

- ・概要等

2. 新庄内看護専門学校の教育理念等

資料5：カリキュラム改正のポイント

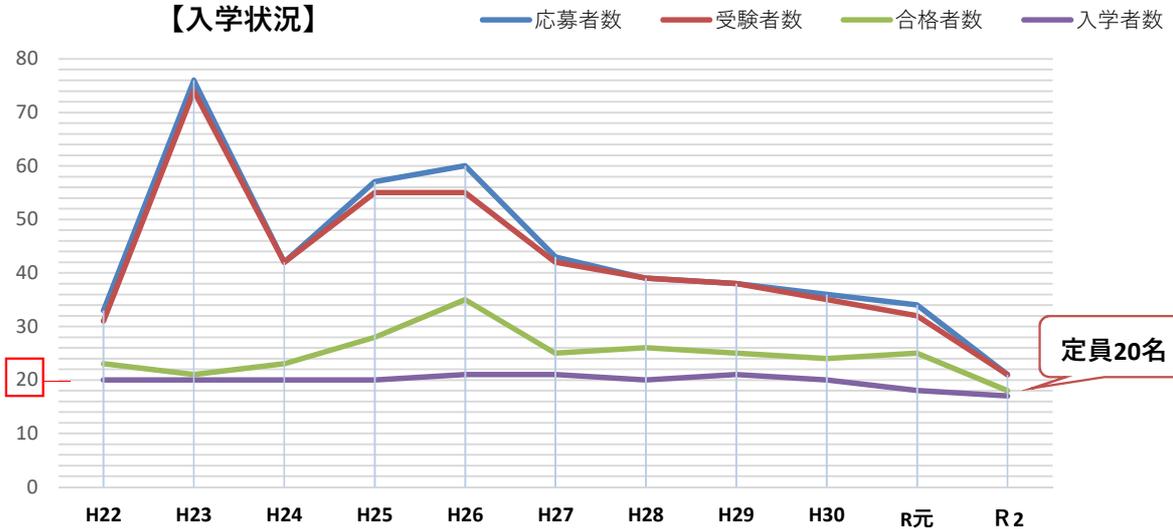
資料6：学校運営

- ・学校憲章
- ・教育理念
- ・教育目的
- ・教育目標
- ・期待される学生像

【入学状況】

入学年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
応募者数	33	76	42	57	60	43	39	38	36	34	21
受験者数	31	74	42	55	55	42	39	38	35	32	21
合格者数	23	21	23	28	35	25	26	25	24	25	18
入学者数	20	20	20	20	21	21	20	21	20	18	17

【入学状況】



【卒業生就職・進学状況】

卒業年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市内就職者数	7	13	11	13	7	11	8	12	8	8
市外就職者数	4	3	5	3	4	3	3	5	5	8
県外就職者数	4	3	1	5	7	1	4	3	1	2
進学者数	3	1	0	1	2	1	3	1	1	3
卒業生数	18	20	17	22	20	16	18	21	15	21
荘内病院就職者数	7	13	10	12	6	8	7	7	4	6
荘内病院就職率(%)	38.8	65.0	58.8	54.5	30.0	50.0	38.8	33.3	26.6	28.5
市内就職率(%)	38.9	65.0	64.7	59.1	35.0	68.8	44.4	57.1	53.3	38.1
進学・就職後荘内病院に就職した人数	0	3	2	1	1	2	0	0	0	1

【卒業生就職・進学状況】



入 学 状 况

令和2年4月1日 現在

入学年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
回 生	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
定 員	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
応募者数	推薦	7	11	12	12	7	8	11	8	13	7
	一般	26	65	30	45	53	35	28	30	23	27
	二次										12
受験者数	推薦	7	11	12	12	7	8	11	8	13	7
	一般	24	63	30	43	48	34	28	30	22	25
	二次										12
合格者数	推薦	6	7	7	7	5	6	7	7	7	6
	一般	17	14	16	21	30	19	19	18	17	19
	二次										4
入学者数	推薦	6	7	7	7	5	6	7	7	7	6
	一般	14	13	13	13	16	15	13	14	13	12
	二次										4
競争率	受験者数 定員	1.55	3.7	2.1	2.75	2.75	2.1	1.95	1.9	1.75	1.6
	受験者数 推薦	1.16	1.57	1.71	1.71	1.4	1.33	1.57	1.14	1.85	1.16
	合格者数 一般	1.41	4.5	1.87	2.04	1.6	1.79	1.47	1.67	1.29	1.31
	合格者数 二次										3
充足率	入学者数 定員	100	100	100	100	105	105	100	105	90	105
年度別退学者数	1	0	0	3	1	1	3	4	1	1	
案内書発送数	162	269	276	195	175	150	160	160	165	180	295(二次含)

卒 業 生 就 職 ・ 進 学 状 况

令和2年3月9日 現在

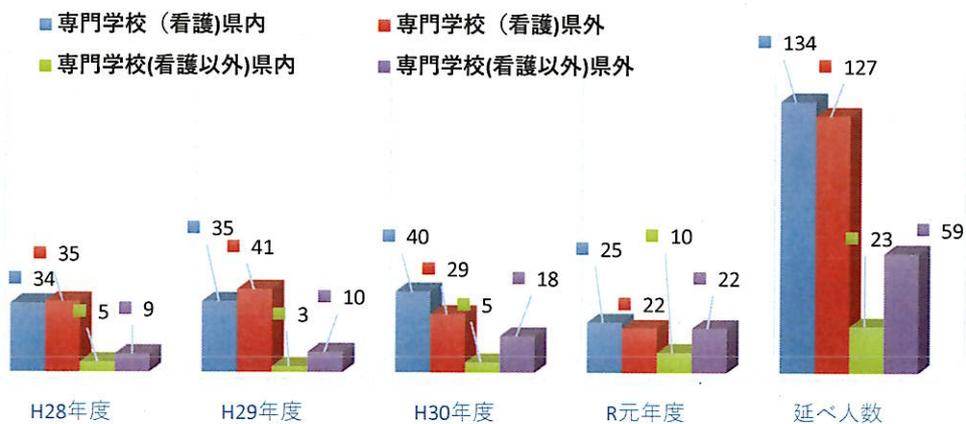
卒業年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
回 生	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
入 学 者 数	20	20	20	20	21	21	20	21	20	18
卒 業 者 数	18	20	17	22	20	16	18	21	15	21
就 職 状 况	鶴岡市 庄内病院	7	13	10	12	6	8	7	4	6
	就職率%	38.8	65	58.8	54.5	30	50	38.8	33.3	26.6
	その他医療機関	0	0	1	1	1	3	1	5	2
	市外	4	3	5	3	4	3	3	5	5
	県外	4	3	1	5	7	1	4	3	2
進 学 状 况	大学編入	1	1			1		1		2
	養護教諭	1				1		2		
	保健師						1			
	助産師	1			1				1	1
年度別退学者数	1	0	0	3	1	1	3	4	1	1

鶴岡市内高等学校5校の過去4年間医療系進学状況

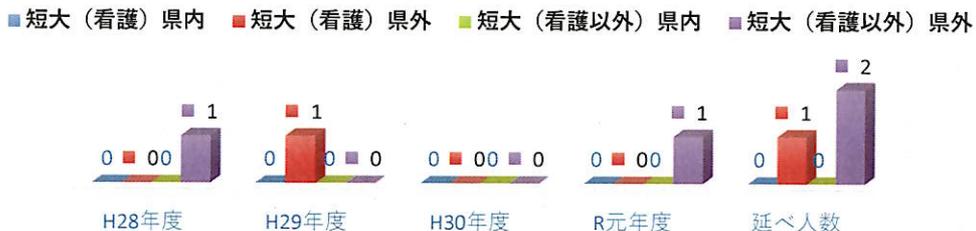
医療系進学職種区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	延べ人数
専門学校(看護)県内	34	35	40	25	134
専門学校(看護)県外	35	41	29	22	127
専門学校(看護以外)県内	5	3	5	10	23
専門学校(看護以外)県外	9	10	18	22	59
短大(看護)県内	0	0	0	0	0
短大(看護)県外	0	1	0	0	1
短大(看護以外)県内	0	0	0	0	0
短大(看護以外)県外	1	0	0	1	2
大学(看護)県内	5	3	3	2	13
大学(看護)県外	14	16	16	20	66
大学(看護以外)県内	2	4	1	1	8
大学(看護以外)県外	32	24	28	31	115
合計(人)	137	137	140	134	548

卒業生数計(5校)	1,177	1,143	1,126	1,109	4,555
医療系進学率(%)	11.64	11.99	12.43	12.08	12.03
県内看護専門学校進学率(%)	2.89	3.06	3.55	2.25	2.94

専門学校(人数)



短大(人数)



大学(人数)



鶴岡市内高等学校5校の過去4年間 医療系進学状況

令和2年8月調査

医療系進学 職種区分	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	県内	県外	計(人)	県内	県外	計(人)	県内	県外	計(人)	県内	県外	計(人)
大学(看護)	5	14	19	3	16	19	3	16	19	2	20	22
大学(看護以外)	2	32	34	4	24	28	1	28	29	1	31	32
短大(看護)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
短大(看護以外)	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
専門学校(看護)	34	35	69	35	41	76	40	29	69	25	22	47
専門学校(看護以外)	5	9	14	3	10	13	5	18	23	10	22	32
計	46	91	137	45	92	137	49	91	140	38	96	134
県内 市別区分(人) (1校は、資料より区分できず)	鶴岡市17, 山形市21, 酒田市1			鶴岡市19, 山形市13, 酒田市1			鶴岡市22, 山形市14, 酒田市6			鶴岡市18, 山形市17, 酒田市3		
県外 主な県別区分(人)	新潟24, 東京13, 神奈川13 宮城12, 埼玉11			新潟30, 東京15, 宮城14 千葉9, 神奈川・栃木・群馬 県各4			新潟36, 宮城14, 東京10 千葉8, 埼玉4, 秋田3			宮城23, 新潟26, 福島1, 秋田1, 岩手1, 群馬6, 埼玉3, 千葉8, 東京8, 栃木4, 山梨1, 神奈川2 茨城4		

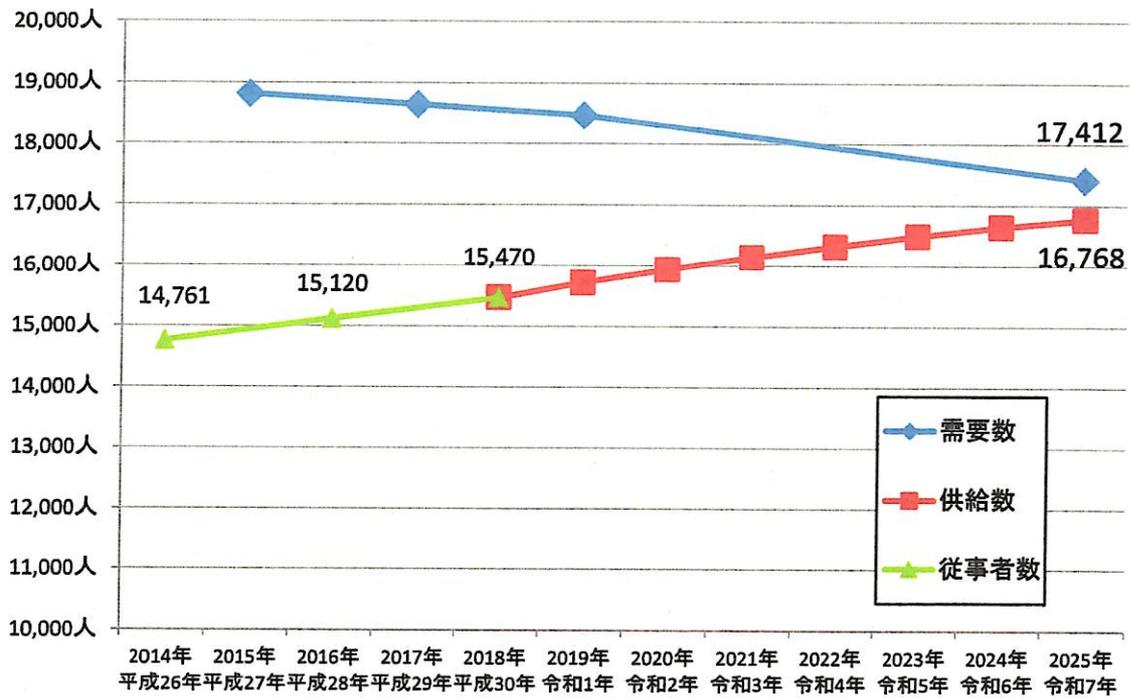
※ 提出された資料から、職種区分できない部分があり調査対象校5校すべての数字ではない。(詳細：各高校別調査表)

山形県看護職員需給推計

(単位：人)

	施設区分	令和7年 (2025年) 推計値				
			村山	最上	置賜	庄内
需要	病院・診療所	11,993	6,387	742	2,183	2,681
	一般病床及び療養病床	7,903	4,193	487	1,487	1,738
	精神病床	1,150	727	59	151	213
	無床診療所	2,940	1,467	197	545	730
	訪問看護事業所	912	477	45	199	191
	介護保険サービス	2,777	1,292	218	498	769
	介護老人保健施設	664	368	32	91	172
	介護老人福祉施設	842	392	95	167	189
	居宅サービス事業所等	1,003	404	70	188	340
	居宅介護支援事業所	52	23	4	9	15
	その他の 介護保険施設等	174	73	17	34	50
	介護医療院	43	31	0	9	3
	助産所	15	9	0	4	3
	社会福祉施設	700	221	27	197	256
	保健所	124	81	9	17	16
	県・市町村	477	189	62	98	128
	事業所	95	73	0	7	14
	看護師等学校養成所	157	120	0	11	25
	その他	163	132	3	19	9
		合計	17,412	8,980	1,106	3,233
供給		16,768				
需要－供給		644				

看護職員数推移と山形県看護職員需給推計



- ※ 需要数の2015～2019年については、2025年の需要数を算出した方法で、一般病床及び療養病床の病床数を実績に置きかえて算出したもの。(勤務環境改善に伴う需要増は加味していない)
- ※ 2014～2018年の従事者数は、衛生行政報告例(厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室)による。

庄内管内の看護学校の状況

<市立庄内看護専門学校>

【概要】

昭和 25 年 3 月 「鶴岡市立庄内病院甲種看護婦養成所」として開所
 昭和 26 年 12 月 「鶴岡市立庄内病院高等看護学院」と改称
 昭和 51 年 4 月 「鶴岡市立庄内看護専門学校」と改称
 平成 8 年 専門士称号付与の認可を受ける
 令和 2 年 3 月 創立 70 周年を迎える

- ・設置：鶴岡市
- ・3 年課程
- ・1 学年定員 20 名
- ・教員数 9 名 講師約 100～120 名

【経営状況】

●鶴岡市立庄内看護専門学校予算（市繰入金）の経過 (千円)

年度・項目	H27	H28	H29	H30	R1
看護学校収益	81,702	79,115	88,934	92,135	89,612
国県補助金	25	121	110	32	23
他会計負担金（市繰入金）	65,803	62,682	72,720	77,107	74,512
普通交付税算入額	27,966	32,426	27,094	26,448	26,432
実質市負担額	37,837	30,256	45,626	50,659	48,080
授業料収益	14,930	15,540	15,450	14,440	14,540
雑収益	944	772	654	556	537
看護学校費用	81,702	79,115	88,934	92,135	89,612
給与費	74,334	72,577	80,120	82,900	80,274
経費	7,045	6,190	8,610	8,934	9,086
研究研修費	323	348	204	301	252

<鶴岡准看護学院>

【概要】

明治 40 年 4 月 西田川郡医師会主催第一回看護師講習会
 昭和 22 年 3 月 鶴岡看護師養成所設立
 昭和 28 年 保健師・助産師・看護師法の改正で医療事務員養成所となる
 昭和 33 年 2 月 鶴岡地区医師会臨時総会で准看護師養成の学院設立を決定
 昭和 34 年 4 月 鶴岡地区医師会鶴岡准看護学院設立指定(医師会館内:定員 25 名)
 昭和 58 年 庄内地区健康管理センター設立により現在地に移転

令和 5 年 3 月 閉校予定（令和 2 年 9 月臨時総会において閉校が承認される）

- ・運営：社団法人鶴岡地区医師会
- ・2 年課程
- ・1 学年定員 25 名
- ・教員数 4 名

- ・授業：半日制 13:00 から 16:50（ただし、水曜日は 9:00 から 16:50、土曜日は 13:00 から 15:50）
- ・実習：8:30 から 15:30
- ・臨床実習施設：市立荘内病院、山形県立こころの医療センター、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、市立保育園など
- ・卒業後の資格等
 - ・准看護師資格試験の受験資格が得られる
 - ・高卒者は准看護師資格取得後、高等看護科へ進学する資格が得られる
 - ・中卒者は准看護師資格取得後、臨床経験 3 年以上のものは、高等看護科へ進学する資格が得られる

〈酒田市立酒田看護専門学校〉

昭和 26 年 9 月 准看護婦養成課程の酒田准看護婦養成所に名称変更
(2 年制の准看護学科で准看護婦を養成)

昭和 62 年 5 月 酒田准看護学院に名称変更

平成 8 年 4 月 進学コースを併設し「看護科」「准看護科」の 2 課程をもつ看護学校（十全堂社立酒田看護専門学校に名称変更）となる。

平成 18 年 4 月 この年から看護科（進学コース）のみ募集となる。

平成 22 年 4 月 設置者が十全堂社から酒田市に引き継がれ、酒田市立酒田看護専門学校となる（看護科のみ）

- ・当初（設置：十全堂社 運営：酒田地区医師会）⇒ 現在：酒田市が設置運営
- ・全日制、3 年課程
- ・1 学年定員 30 名
- ・教員数 10 名 講師約 60 名
- ・地域の約 30 箇所の施設で実習

鶴岡市立荘内看護専門学校設置条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 154 号

(設置)

第 1 条 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)に基づく看護師の資格を得るに必要な知識及び技術を修得させるため、鶴岡市立荘内病院の附属施設として看護専門学校(以下「学校」という。)を設置する。

(一部改正〔平成 22 年条例 14 号〕)

(名称及び位置)

第 2 条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鶴岡市立荘内看護専門学校	鶴岡市馬場町 2 番 1 号

(入学受験料等)

第 3 条 入学受験料、入学金及び授業料の額は、次のとおりとする。

- (1) 入学受験料 1 件 10,000 円
- (2) 入学金 1 件 50,000 円
- (3) 授業料 1 月 20,000 円

2 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、特別の理由があると認めるときは、入学金又は授業料の全部又は一部を免除することができる。

(全部改正〔平成 22 年条例 14 号〕、一部改正〔平成 23 年条例 32 号・令和 2 年 15 号〕)

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(一部改正〔平成 22 年条例 14 号〕)

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)のうちこの条例の施行の際現にその効力を有する処分等で、施行日以後において病院事業管理者の権限に属することとなる事務(以下「管理者の事務」という。)に係るもの又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してなされている申請その他の行為(以下「申請等」という。)で、管理者の事務に係るものは、施行日以後においては、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による病院事業管理者がした処分等又は病院事業管理者に対してなされた申請等とみなす。

附 則(平成 23 年 9 月 28 日条例第 32 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条第 1 項に規定する入学金及び授業料の額は、この条例の施行の日以後に入学する者から適用し、同日前に在学している者に係る授業料の額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日条例第 15 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 次カリキュラム改正に向けた 第 10 回看護基礎教育検討会報告書（令和元年 10 月 15 日厚生労働省）のポイント

1. 主旨

少子高齢化が一層進む中で、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステム構築の推進に向け、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備が必要である。また、医療・介護分野においても、AI（Artificial Intelligence：人工知能）、IoT（Internet of Things：モノのインターネット）等の情報通信技術（ICT）の導入が急速に進んできている。

これらの変化に合わせて、患者をはじめとする対象のケアを中心的に担う看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ広がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、対象の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。

こうした状況の中、国民や時代のニーズに即した看護職員の養成に対する期待の高まりを受け、本検討会では、現在の教育実態も踏まえ、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について 10 回にわたって検討を重ね、今般、その結果を報告書としてとりまとめた。なお、具体的な教育内容や方法等の検討を行うに当たっては、本検討会の下にワーキンググループを設置し、より専門的かつ技術的な事項について議論を深めた。

教育内容の主な見直しとしては、①総単位数を 97 単位から 102 単位に充実し、総単位数は削除した、②ICT を活用するための基礎的能力やコミュニケーション能力の強化に関する内容を充実した、③療養の場の多様化に対応できるよう内容を充実し、「在宅看護論」を「地域・在宅看護論に名称変更したことが示されている。

今回の改正内容及び保健師助産師看護師国家試験への影響を勘案し、看護師 3 年課程については 2022 年度の入学生から新カリキュラムを適用する。

2. 教育内容見直しのポイント

1	柔軟なカリキュラム編成や学生が主体的に学ぶことができる教育方法を推進するため、 <u>総時間数「〇〇時間以上」を示さないこととした。</u>
2	各養成所が教育理念や目標に合わせてカリキュラムを編成しやすくなるよう、「 <u>専門分野Ⅰ</u> 」、「 <u>専門分野Ⅱ</u> 」、「 <u>統合分野</u> 」の区分を 1 つにまとめて「 <u>専門分野</u> 」とした。
3	「 <u>基礎分野</u> 」については、看護基礎教育においても <u>ICT を活用するための基礎的能力を養うことが重要であり、またコミュニケーション能力の更なる強化が必要であることから、現行の 13 単位から 1 単位増の 14 単位とした。</u>
4	「 <u>専門基礎分野</u> 」の「 <u>人体の構造と機能</u> 」及び「 <u>疾病の成り立ちと回復の促進</u> 」については、 <u>解剖生理学や薬理学等を充実させ、臨床判断能力の基盤を強化するための講義・演習の充実を図る必要があることから現行の 15 単位から 1 単位増の 16 単位とした。</u>
5	「 <u>専門分野</u> 」の「 <u>基礎看護学</u> 」は、臨床判断能力や倫理的判断・行動に必要な基礎的能力を養うための演習の強化を目指し、 <u>現行の 10 単位から 1 単位増の 11 単位とした。</u>

6	「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」とし、 <u>地域に暮らす人々の理解</u> とそこで行われる看護について学ぶことを強化すること、及び今回の改正により実習施設要件を見直すことから、 <u>地域における多様な場での実習や多職種連携に関する実習が促進されるよう、その旨を追記した。</u>
7	「専門分野」の「 <u>地域・在宅看護論</u> 」は、対象者及び対象者の療養の場の拡大を踏まえ、 <u>現行の4単位から2単位増の6単位とした。</u>
8	「 <u>看護の統合と実践</u> 」は、チーム医療の一層の推進が重要であることから、 <u>多職種連携</u> について学び、臨床判断を行うための基礎的能力を養い、 <u>専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶことを追記した。</u>
9	「専門分野」の臨地実習では、教育効果を高める観点から、 <u>各養成所の裁量で領域ごとの実習単位数を一定程度自由に設定できるよう、領域ごとの最低単位数を示した。</u>
10	<u>臨地実習における1単位あたりの時間数の設定を、教育方法の多様性に鑑み、弾力的に見直し、現行の45時間/単位から30～45時間/単位とした。</u>

3. 教育体制、教育環境の見直しのポイント

専任教員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 専任教員は、1の養成所の1の課程に限り教務主任となることができる。 専任教員は、実習調整者となることができる。 専任教員は、看護師養成所3年課程に合っては8人以上。
長を補佐する者	<ul style="list-style-type: none"> 養成所の長が兼任である場合、<u>長を補佐する専任の職員（副学校長）を配置することが望ましい。</u> 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、<u>長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。</u>
教員養成	<ul style="list-style-type: none"> 看護教員養成講習会を受講しやすくなるよう、専任教員養成講習会、教務主任養成講習会、実習指導者講習会の重複部分を削減し、最低限求められる内容、時間数となるようスリム化を図り、<u>全ての講習会を単位制とした。</u> 実習指導者講習会及び専任教員養成講習においては、eラーニングを活用する。 <u>より多くの教員が教務主任養成講習会を受講できるよう教務主任養成講習会においてもeラーニングを活用する。</u>
事務職員	<ul style="list-style-type: none"> 専任教員が<u>学生への指導に専念し、教育効果の向上を図れるよう、学生数等を勘案して1名以上を配置することとし、専任教員を補佐する教務事務の実施も含めた役割を明示するとともに、業務支援システム等の情報通信技術（ICT）の活用や学生へのカウンセリング等に関して支援が受けられる体制の確保等の工夫を講ずることが望ましい旨を明示する。</u>
教育環境	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔授業を導入する上での体制整備等に留意することを前提に、<u>養成所においても遠隔授業の実施が可能であることを明示する。</u>
実習施設	<ul style="list-style-type: none"> 実習施設において、<u>学生の討議や休息・更衣等のための場を柔軟に確保できるよう要件を明示する。</u> 人々の療養の場の多様化に対応した看護実践能力を学生が習得できるよう、病院以外の場における実習の単位数に上限を設けないこととする。

	現行	改正案
憲学 章校	無し	<u>地域住民のいのちと健康を守り、その人らしく生活することを支えることができる看護者を育成します。</u>
理教 念育	人間に対する愛情を基盤とし、きめ細やかな教育内容で地域医療に貢献し得るころのやさしい看護者の育成を目指しています。	変更なし
目教 的育	豊かな人間性を礎とし、社会のニーズに柔軟に対応し得る能力を身につけた看護者の育成を目指す。	変更なし
教育 目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人間に対する理解を深めるとともに、他者を理解できる豊かな感性を育む 2. あらゆる健康状態やその人の生活の場に応じた看護を、科学的根拠に基づき実践できる基礎的能力を養う 3. 保健・医療・福祉チームにおける看護の役割を自覚し、チームの一員としての協調性を養う 4. 専門職業人としての倫理性を身につけ、変化する社会に対応していくための継続的な学習姿勢を養う 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人間に対する理解を深めるとともに、人の気持ちがわかる豊かな感性を身につける。 2. <u>地域を愛し、地域に根づき、対象を生活者として理解することができる。</u> 3. あらゆる健康状態やその人の生活の場に応じた看護を、科学的根拠に基づき実践できる基礎的能力を身につける。 4. 保健・医療・福祉チームの一員として看護専門職の役割と責任を理解するとともに、地域のニーズへ対応できる能力を身につける。 5. 専門職業人としての倫理性を身につけ、変化する社会に対応していくための継続的な学習姿勢を身につける。
期待 される 学生 像 (卒業 時)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人の気持ちがわかり、状況に応じて判断し行動ができる。 2. 生活者としての対象を総合的に理解し科学的思考で看護が実践できる。 3. 社会の動向に関心を持ち、自ら継続的に学習できる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性で人に寄り添うことができる人 2. <u>住み慣れた地域で暮らす人々を理解することができる人</u> 3. 科学的根拠に基づいた看護が実践できる人 4. <u>保健・医療・福祉チームにおける看護の役割が果たせる人</u> 5. 看護実践能力を身につけるために、自己研鑽できる人

特色ある教育

資料6-2

これからの社会は、市町村レベルの「地域」が主体になると言われている。高齢化率や健康問題、産業、交通事情、そして、そこで働く専門職者にも地域格差がある。そこに住む人々の文化的背景や価値観などにも違いがある。その中で、人々の生命と生活をどう支えていくか、その対策は「地域」により違って当然である。これからの時代を見据え、地域のニーズに応える看護師養成を目指すとき、地域のニーズ、養成所の教育理念を反映した特徴あるカリキュラムの開発・運営が必要である。

現 行	将来のビジョン：地域の伝統（歴史・文化）を知り、未来を想像し看護を考える
<p>1.看護師国家試験13年連続100%合格率</p> <p>* 少人数制によるきめ細やかな指導をしています。</p>	<p>1.看護師国家試験の高い合格率</p> <p>* 主体性を尊重した指導。</p> <p>* 学生個々の学力や学習進度に応じた指導。</p>
<p>2.南庄内地域内での実習</p> <p>* 病院・施設から手厚い指導を受けられます。</p> <p>* 主となる実習施設は学校から徒歩5分。卒業生が多く活躍しており、学生にとってのモデリングとなっている。</p>	<p>2.南庄内地域内での実習</p> <p>* 病院・施設からの手厚い指導。</p> <p>* 主となる実習施設は学校から徒歩3分。</p> <p>* 卒業生が多く活躍しており、学生にとってのモデリング。</p>
<p>3.1年次の早期から医療・看護現場での臨地実習体験</p> <p>* 6月に初めて患者と接し、看護の基礎（コミュニケーション）を学びます。</p>	<p>3.1年次の早期から街に出て地域から生活を知る、医療・看護現場での臨地実習体験</p> <p>* 地域行事へ参加し地域を知り、地域で生活する様々な人と交流。</p> <p>* 地域で生活する人々の多様な生活のあり方を理解。</p>
<p>4.チューター制度（担当制）</p> <p>* 学生担当：担当教員が個別相談の窓口となり、学年担当とは別に、学生のための身近な存在として学習や学生生活を支援しています。</p> <p>* 実習入院棟担当： ほとんどの実習では少人数にひとりの教員が担当する実習指導体制をとっております。 学生個々に合わせたきめ細やかな教育指導を行っています。</p>	<p>4.チューター制度（担当制）</p> <p>* 学生担当：担当教員が個別相談の窓口となり、学年担当とは別に、学生のための身近な存在として学習や学生生活を支援。</p> <p>* 実習入院棟担当： ほとんどの実習では少人数にひとりの教員が担当する実習指導体制。学生個々に合わせたきめ細やかな教育指導。</p>

<p>5.各種奨学金制度の活用</p> <p>* 日本学生支援機構・高等教育修学支援新制度の対象学校です。</p>	<p>5.各種奨学金制度の活用</p> <p>* 日本学生支援機構・高等教育修学支援新制度の対象学校。</p>
	<p>6.<u>自己研鑽できる力の獲得</u></p> <p>共同授業：近隣の高等教育機関などと連携し授業を開設。</p> <p>EX) 社会福祉関連について多職種連携を学べるカリキュラムを実施。</p> <p>連携：近隣の高等教育機関(専門的知識)・研究施設(先進医療)、病院や地域の福祉施設との連携(ボランティア・地域活動など)。</p>
<p>6.IT教育・環境の充実</p> <p>* Wi-Fi環境を活用した、オンライン授業や自己学習をすることができます。</p>	<p>7.IT教育の充実</p> <p>* Wi-Fi環境を活用した、オンライン授業や自己学習。</p> <p>* 全教室・演習室に視聴覚機器の導入。</p> <p>* 全学生が電子書籍や視聴覚教材を活用できる環境。</p>
	<p>8.<u>学習環境の充実</u></p> <p>* 技術練習の強化のため演習・実習室の充実、またフィジカルアセスメント力の向上に対しシミュレーションラボの設置。</p> <p>* 感染・災害対策に対応した構造・機能の充実。</p> <p>* イベント・スポーツなど多様な用途に使用可能な施設。</p> <p>* アメニティを充実させ、地域の方々との交流の場を設置。</p> <p>* 近隣にある主な図書館の利用(オンライン文献検索、貸し出し)</p>

鶴岡市立荘内看護専門学校 基本構想策定委員会 名簿

委員

区分	所属	役職	氏名	
1	有識者	山形県立保健医療大学	理事長兼学長	前田 邦彦
2		慶應義塾大学環境情報学部	教授	秋山 美紀
3		庄内総合支庁 保健福祉環境部	部長	貝沼 浩則
4		公益社団法人 山形県看護協会	会長	井上 栄子
5	医療分野	一般社団法人 鶴岡地区医師会	会長	福原 晶子
6	介護・福祉分野	社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会	会長	山木 知也
7	鶴岡市		副市長	山口 朗

幹事

区分	所属	役職	氏名	
1	鶴岡市	荘内病院	病院事業管理者	三科 武
2			院長兼学校長	鈴木 聡
3			副院長 兼看護部長	原田 あけみ
4			事務部長	佐藤 光治
5		企画部	部長	阿部 真一
6		健康福祉部	部長（兼）地域 包括ケア推進監	渡邊 健
7		建設部	部長	村上 良一
8		荘内看護専門学校	教務主査	白峯 ゆみ

事務局

区分	所属	役職	氏名
1	荘内病院総務課	参事（兼）総務課長	今野 一夫
2		経営企画主査	工藤 博子
3		施設管理主幹	佐藤 卓
4		施設主査	伊藤 薫
5	荘内看護専門学校	事務長	佐藤 利洋
6	企画部	次長（兼） 政策企画課長	佐藤 豊
7	健康福祉部 地域包括ケア推進室	室長	佐藤 清一
8		保健師	東海林 志保
9	建設部 都市計画課	課長	岡部 信宏
10		都市計画係長	釘持 敦史

鶴岡市立荘内看護専門学校 第一回基本構想策定委員会

資料を拝見して

(2020年10月2日)

慶應義塾大学 秋山美紀

鶴岡市立荘内看護専門学校第一回基本構想策定委員会の開催日時が、厚生労働省の審議会と重なってしまい、このたびは出席が叶わず、大変申し訳ございません。

事務局より事前に資料を拝受いたしましたので、資料に対するご意見を、失礼ながら書面にて述べさせていただきます。

<全体の感想>

- これからは「地域」が鍵になるという共通認識のもと、庄内地域の特色を踏まえながら、理念や、目的、目指す姿をよく考えておられると思いました。資料 6-1、6-2 には、これまでの本専門学校の良さを踏まえながらも、大切なポイント(特に波線部)が追加されていると思いました。
- 一方、資料1-1からは、看護師をめざす高校生は、大学に流れており、専門学校は県内外を問わず苦戦していることが読み取れます。当専門学校においても、応募者・受験者が横ばいからやや減少傾向にあることから、看護師を目指す若者のニーズを現行の教育プログラムが必ずしも捉え切れていない面もあるように思いました。
- 鶴岡市立の看護専門学校でありますので、入学者の減少もさることながら、卒業後に鶴岡で就職しない者が少なからずいるという現実を直視し、それを抜本的に変えていくような戦略と構想が求められているように感じました。看護専門学校単独ではなく、地域の多様な主体と連携しながら、魅力ある教育プログラムを打ち出していくことが求められているように思います。
- 少し先の地域ニーズを踏まえながら、まずは期待する卒業生像(どのようなコンピテンシーを持ってどのように活躍することが期待されるのか)を議論し、それに向けて学校の教育目標を設定していくことが大切だろうと思います。

<向かうべき方向性>

- 看護基礎教育検討会の報告書にもあるように、ケア職種の働く場は、病院か在宅という二分法ではなく、多様な場に広がっています。地域住民の暮らしの身近な場において看護師らケア職種が果たす役割への期待やニーズがますます高まりつつあります。このことは、「在宅看護論」の名称が「地域・在宅看護論」へ変更になり時間数が増えていることが象徴していると思います。ケアの対象者を全人的に、その人が暮らす地域コミュニティまでを視野に入れ、環境を改善したり、必要なケア資源を生み出すということも念頭にアプローチしていくといった、幅広いコンピテンシーが求められるようになってきていると思います。
- 病院看護師においても、入院や外来に来る「患者」は地域コミュニティの「生活者」であることを念頭に、その人を取り巻く支援者や地域社会も視野に入れながらケアを考えていく必要があると思います。

- さらに、病気になった人だけでなく、その予備軍である地域住民を理解し、予防やセルフケアなども含めた働きかけができることが理想で、そのためには医療職もとより医療職以外の多様な主体との協働や連携する力も求められるようになります。
- こうした将来像を見据えると、卒業生に求められるのは、多様な価値観を持つ個別性ある人を全人的に（身体的・精神的・社会的に統合された存在として）理解し、その人が抱える課題を全人的かつ包括的なアプローチで解決していく力になるのかと思います。すなわち、保健・医療・福祉チームの一員であることはもちろん、地域社会にも目を向け、対象者が抱える健康上・生活上の課題を、多様な専門性を持つ仲間とともに解決していく、そのような力だろうと思います。
- 同時に、臨床における看護実践を支える確実な知識、技術、態度、そして倫理観を身に着けることは、重要だと思います。

<資料6-1について>

以下は、資料 6-1 について、細かい文言等に関する修正案等も含めて記載させていただきます。

- 学校憲章をつくることは賛成です。鶴岡市立の学校なので、鶴岡市民憲章 (<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/shisei/gaiyo/soumu-siminkensyou.html>) と呼応するようなキーワードを入れてはどうでしょうか？
(文案)「鶴岡市立看護専門学校は、鶴岡市民憲章の精神に基づき、地域住民の輝くいのち、心身の健康を守り、誰もが生涯を通して、その人らしく生きていくことを援助できる看護者を育成します。」
- 教育理念と教育目的について
ここは「変更なし」とあるので、もし変更の余地がないようでしたら、以下の 2 点をご放念ください。
 - 現在、教育理念と教育目的に書かれていることは、どちらも大切な教育理念のように感じました。理念は鶴岡市や当学校の価値規範に基づく理想の姿、一方の目的はその理想に向かって進むべき方向性だと理解しています。たとえば、理念は、以下のように両者を合体させたものにしても良いように思いました。
(理念の文案)「人間に対する愛情と思いやりの心を基盤とし、社会やそこで暮らす人々のニーズに柔軟に対応できる力を備えた、地域医療の担い手としての看護者を育てます。」
 - 一方の教育目的は、「豊かな人間性を礎に、看護職としての専門的な知識・技術・態度を備えた看護の実践者として、変化する地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」のような内容が目的としては適しているように思いました。
- 教育目標
 - 1. について
「人間に対する理解」は「総合的」であることを強調しても良いと思います。また「人の気持ちがわかる」とありますが、実際はわからないけれど寄り添う姿勢が重要なのだらうと思います。よって以下のような文言はいかがでしょうか？

(文案)「人間を身体的、精神的、社会的に統合された存在として捉え、総合的な理解を深めるとともに、様々な状況にある人の気持ちに寄り添える豊かな感性を身につける」

➤ 2. について

「地域を愛し、地域に根付き」という部分はとても大事だと思います。が、教育目標の表現としては、ちょっと違和感があるかもしれません。また、この文章の前半と後半のつながりがいまひとつ理解しづらいように感じました。本案の起草者の意図と少しずれるかもしれませんが、看護師も地域住民の一員であるとともに、患者はともに成長していく主体性を持った存在であるということを含めていただきたいと感じています。

(文案)「地域を深く知り、地域愛を育み、住民ともに成長していくという姿勢を学ぶ。」が前半で、後半は、「看護の対象者は、地域コミュニティの生活者であることを理解できる」という2つの文章に分けた方が理解しやすいように感じました。

➤ 3. について

科学的根拠に基づきながらも、個別性に対応できることの重要性を表現したい文章だと思います。基礎的能力というにはハイレベルな内容だと思いますので、「基礎的」は外してもいいのではないかと思います。また冒頭の「あらゆる」は「一人ひとりの」に置き換えた方が良いように思いました。

(文案)「一人ひとりの健康状態や生活の場に応じた看護を、科学的根拠に基づいて実践できる力を身につける。」

➤ 5. について

看護の倫理綱領にもあるプロフェッショナルとして、専門能力の開発に自ら務めることの重要性を表現しているものと思われます。「倫理性」は看護師の「職業倫理」の意だと解しています。また、継続学習の重要性は、社会の変化への対応もありますが、日進月歩している専門的な知識や技術を常にアップデートしていくためという意味も強いように思います。よって、以下のようにはどうでしょうか？

(文案)「看護職という専門職業人としての高い倫理観を身につけ、変化する医療や社会に対応するため、常に継続学習による能力の維持・開発に努める姿勢を身につける。」

● 期待される学生像について

ここは、すぐ上の教育目標と呼応する形で5点、書き込まれたと推察しております。その前提で各文案を提示させていただきます。(繰り返しになりますが、「理解する」の対象が本当に理解できるものなのかについては注意が必要かと思います。)

➤ 1. (原) 豊かな人間性で人に寄り添うことができる人

→ (文案) 豊かな感性と人間性で、人に寄り添うことができる人

➤ 2. (原) 住み慣れた地域で暮らす人々を理解することができる人

→ (文案) 地域に暮らす人々には多様性があることを理解し、それぞれの人生や価値観を尊重できる人

➤ 3. (原) 科学的根拠に基づいた看護実践ができる人

→ (文案) 「個別性を踏まえながらも、科学的根拠に基づく看護実践ができる人」

- 4. (原) 保健・医療・福祉チームにおける看護の役割を果たせる人
→保健・医療・福祉チームにおいて、看護専門職としての役割を果たせる人
- 5. (原) 看護実践力を身に着けるために、自己研鑽ができる人
→(文案)看護専門職としての能力を向上し続けるために、常に最新の知識や技術を学び、自己研鑽ができる人

<資料 6-2 について>

この「特色ある教育」は、まさに当校ならではの特色を強く打ち出すとともに、志願者から見て魅力的な内容・見出しにする必要があると思われます。以下に意見と修正案を記載させていただきます。

- 「2. 南庄内地域内での実習」には、病院(と施設)のこのみ書かれておりますが、もう少しスコープを広げてはいかがでしょうか。地域医療実習として、南庄内ならではの特色ある地域連携や IT 活用など、全国に誇れる実習プログラムができるように思います。見出しも「南庄内の特色ある地域医療実習」のようにしてはいかがでしょうか。
- 「3. 1 年次の早期から街に出て地域から生活を知る・・・」の部分は、地域生活を知り、地域にネットワークを広げられることの魅力を PR する部分かと思いました。見出しは、「1 年次の早期から、魅力ある地域でフィールドワーク」のような感じでいかがでしょうか。隣地実習体験という用語を残していただいてもかまいませんが、一般の人や若者には理解しにくいかなと思いました。
- 6 番も学生目線から魅力ある表現に変更してもよいと思いました。具体的な内容を知りませんが、たとえば「教育連携先の授業の受講が可能」のようなことでしょうか？
- 7 番は、「IT 教育の充実」ではなく「充実した学習オンライン環境」のことだと思われます。現行では、IT の教育のように取れてしまいます。
- 8 番の見出しも、実習設備やアメニティ等の話だとわかるような表現がよいように思いました。

以上になります。もし的外れな指摘などありましたらご容赦いただければ幸いです。